

中小企業倒産防止共済制度の 見直しの検討状況について

令和4年3月

中小企業庁

中小企業倒産防止共済制度研究会について

I. 経緯

少なくとも5年ごとに、収支状況及び利用状況の推移及び予測等を基礎として検討することとしている「基本的事項」について、「中小企業倒産防止共済制度研究会」（座長：山本和彦 一橋大学大学院教授）にて議論を開始。同研究会での議論内容等を事務局で整理し、「各論点における研究会での議論を踏まえた今後の検討方針」を作成。

II. 主な検討事項

- ・共済金の貸付限度額、掛金納付制限額、掛金月額について
- ・共済事由について
- ・共済貸付金の10分の1の権利消滅について
- ・共済貸付金の償還期間・据置期間について
- ・一時貸付金について
- ・早期償還手当金について

III. 検討体制

- ・ 委員（◎は座長）

近藤 隆司 明治学院大学法学部 教授

白須 洋子 青山学院大学経済学部 教授

津田 健 三菱UFJ信託銀行株式会社 年金信託部 副部長

公益社団法人日本アクチュアリー会 副理事長

友田 信男 株式会社東京商工リサーチ 常務取締役 情報本部長

◎山本 和彦 国立大学法人一橋大学大学院法学研究科 教授

※ このほかオブザーバーとして、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、及び（独）中小企業基盤整備機構が参加

① 共済金の貸付限度額、掛金納付制限額、掛金月額について

【委員等からのご指摘】

- 平成22年度改正以降、時系列で倒産率と回収率を負債額ごとに分析する必要がある。
- 平成28年度見直し時は負債額の平均は約1,400万円、今回は約3,000万。1億円を超える部分についての貸倒れリスクを見ながら、8,000万円からの引き上げについて考える必要がある。
- 中小企業の売上げはこの10年横ばいであり、一般債権自体が大きく膨らんでいないということを踏まえれば、8,000万円の上限で対応できるのでは。

【対応】

- 平成22年度以降の倒産率と回収率を負債額ごとに確認。

② 共済事由について

【委員等からのご指摘】

- 倒産件数に占める内整理・夜逃げの割合は0.39%と低い。

【対応】

- 現在の情勢を鑑み、倒産事由の対象について改めて整理。

③ 共済貸付金の10分の1の権利消滅について

【委員等からの指摘】

- 生命保険では余裕がある際に配当するという運用。倒産防止共済も余裕のある際は10分の1を緩和するような運営が必要では。
- 機構自らがリスクとリターンをしっかりと分析できることが、運用を考えるために必要。
- 回収率を上げる方策が必要では。

【対応】

- 財政シミュレーションにより権利消滅割合の変更可能性並びに資産運用のあり方を検討。

④ 共済貸付金の償還期間・据置期間について

【委員等からの指摘】

- これ以上の長期化は可能か。

【対応】

- 他制度と比較した上で財政シミュレーションを行い、適切な償還期間を検討。
(ただし、償還期間・据置期間を延長したことによる回収率低下を考慮)

⑤ 一時貸付金について

【委員等からの指摘】

→現在の事務コストを勘案して利率を設定していることは理解。現在の事務コストはどの程度か。

(機構より「2～3億円」と返答)

【対応】

→機構の事務コストを精査し、一時貸付金の利率の変更可能性を検討。

⑥ 早期償還手当金について

【委員等からの指摘】

→機構の運用（投資）方針は、過去の数値と将来の見込みを立てながら決めるべき。

【対応】

→現在の金利水準と貸付金の回収率の動向を見据え、手当率の変更可能性を検討。

(ただし、早期償還のインセンティブを損なわないよう十分に留意が必要。)